

平成28年度決算に係る

財政的援助団体等監査結果報告書

平成30年2月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 106 号
平成30年2月5日

| | |
|-------------|-------|
| 鳥取県議会議長 | 稲田寿久様 |
| 鳥取県知事 | 平井伸治様 |
| 鳥取県教育委員会委員長 | 中島諒人様 |

鳥取県監査委員 小林敬典

鳥取県監査委員 湯口夏史

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 内田博長

鳥取県監査委員 坂野経三郎

財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成28年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

| | |
|--|----|
| 第1 監査結果報告 | |
| 1 監査の概要 | 1 |
| (1) 監査の対象及び着眼点 | 1 |
| (2) 監査の実施方法 | 1 |
| (3) 監査実施団体の数 | 1 |
| (4) 監査実施期間 | 1 |
| (5) 監査の執行者 | 2 |
| 2 監査結果 | 3 |
| (1) 概 要 | 3 |
| (2) 実施団体別の状況 | 4 |
| ア 地域振興部所管団体 | 4 |
| イ 観光交流局所管団体 | 5 |
| ウ 福祉保健部所管団体 | 5 |
| エ 生活環境部所管団体 | 6 |
| オ 商工労働部所管団体 | 6 |
| カ 農林水産部所管団体 | 7 |
| キ 中部総合事務所所管団体 | 8 |
| ク 西部総合事務所所管団体 | 8 |
| ケ 教育委員会所管団体 | 8 |
| | |
| 第2 監査意見 | |
| 1 地域振興部 | |
| 指定管理に係る委託業務の適正な履行の確保について (スポーツ課) | 9 |
| 2 商工労働部、総務部 | |
| 補助事業の完了検査の適正な実施について (市場開拓局販路拡大・輸出促進課、財政課) | 10 |
| 3 農林水産部 | |
| 出資団体の適切な資金運用等の確保について (農業振興戦略監畜産課) | 11 |
| 4 教育委員会 | |
| 指定管理に係る委託業務の検証の実施について (社会教育課) | 11 |
| | |
| 参 考 | |
| 1 平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧 | 12 |
| 2 平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要 | 13 |
| 3 指摘の具体的基準について | 14 |

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、指定管理を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

| 区 分 | 監査対象 団体の数 | 監査実施 団体の数 | 左の内訳 | |
|-----------|--------------|--------------|------|------|
| | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 出 資 団 体 | 33 | 8 | 6 | 2 |
| 指 定 管 理 者 | 12 | 4 | 2 | 2 |
| 補助金等交付団体 | 258 | 27 | 12 | 15 |
| 合 計 | 303 | 39 | 20 | 19 |

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成29年3月21日から平成29年11月27日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

| | | |
|------|------------|---------------|
| 監査委員 | こばやし 小林 | たかのり 敬典 |
| 同 | ゆぐち 湯口 | なつみ 夏史 |
| 同 | やまね 山根 | ともひろ 朋洋 |
| 同 | うちだ 内田 | ひろみち 博長 |
| 同 | さかの 坂野 | けいさぶろう 経三郎 |

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員内田博長は、公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団及び日南町森林組合について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**として、その内容を公表するとともに、関係する部局長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うこと、若しくは該当する団体に改善を促すよう、文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

| | |
|-----|---|
| 指 摘 | 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの |
| | 2 著しく妥当性を欠くもの |
| | 3 著しく不経済又は非効率なもの |

また、次に掲げるものを**注意事項**として、関係する部局長に対し、是正し又は注意すること、若しくは該当する団体に改善を促すよう、文書により通知した。

- ア 予算事務
予算を超えての執行その他予算事務手続の不適正
- イ 収入事務
現金出納帳の未整備その他収入事務手続の不適正
- ウ 支出事務
支払手続きの内部けん制不足その他支出事務手続の不適正
- エ 契約事務
契約書の未作成その他契約事務手続の不適正
- オ 補助金等の執行に関する事務
実績報告書の金額等誤りその他補助金等に係る事務手続の不適正
- カ 財産管理事務
物品取得手続の誤りその他財産管理事務手続の不適正
- キ その他の事務
勘定科目の未規定その他事務手続の不適正

(2) 実施団体の状況

ア 地域振興部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|---|-----------------------|-----------|-----------------------|
| 学校法人翔英学園 | 平成29年11月20日 | 補助金等 | 778,261,199円 |
| 国立大学法人鳥取大学 | 平成29年11月27日 | 補助金等 | 213,220,877円 |
| 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校 | 平成29年10月17日 (書面監査) | 補助金等 | 11,477,000円 |
| 公益財団法人鳥取県文化振興財団 [指定管理施設] ・県民文化会館(指名) ・倉吉未来中心(指名) | 平成29年11月9日 | 出資金額 | 2,000,000,000円 |
| | | 出資比率 | 100.0% |
| | | 指定管理 | 323,916,254円 |
| | | | (231,891,103円) |
| | | | (92,025,151円) |
| | | 補助金等 | 37,837,562円 |
| 特定非営利活動法人鳥の劇場 | 平成29年11月17日 | 補助金等 | 30,623,078円 |
| 鳥の劇場運営委員会 | 平成29年11月17日 | 補助金等 | 28,142,000円 |
| 一般財団法人鳥取県水泳連盟 [指定管理施設] ・東山水泳場(指名) | 平成29年11月20日 | 指定管理 | 58,941,000円 (未精算額) |

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。

注2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県(立・営)」の名称は省略している。また、指定管理施設名に(指名)と記載しているのは、指名指定であり、記載のない施設は公募によるものである。

注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。

注4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項目の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成28年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。

注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成28年度に支出した補助金等(貸付金を除く。)及び県からの貸付金の平成28年度末の残高の合計額である。

注6 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県環境学術研究等振興事業費補助金(北東アジア学術交流部門)について、誤った補助対象経費の額を記載した実績報告書を提出し、教育・学術振興課もそれに基づき額の確定を行っていた。
(国立大学法人鳥取大学：所管課 教育・学術振興課)
- 指定管理業務に係る経理について、他の事業との経理区分を行っていなかった。(一般財団法人鳥取県水泳連盟：所管課 スポーツ課)
- 施設の利用回数券について、協定書に定める財産台帳(受払簿)を整備していなかった。(一般財団法人鳥取県水泳連盟：所管課 スポーツ課)

イ 観光交流局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|--|-----------------------|-----------|----------------|
| 一般財団法人鳥取県観光事業団 [指定管理施設] ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・中国庭園燕趙園 ・鳥取二十世紀梨記念館 ・夢みなとタワー ・とっとり花回廊 | 平成29年11月8日 ～13日 | 出資金額 | 500,000円 |
| | | 出資比率 | 100% |
| | | 指定管理 | 792,907,000円 |
| | | | (86,802,000円) |
| | | | (49,063,000円) |
| | | | (73,647,000円) |
| | | | (109,235,000円) |
| | (113,286,000円) | | |
| | (360,874,000円) | 補助金等 | 1,508,140円 |
| 公益社団法人鳥取県観光連盟 | 平成29年11月15日 | 補助金等 | 86,751,580円 |
| エアソウル株式会社米子支店 | 平成29年11月24日 (書面監査) | 補助金等 | 66,911,219円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- とっとり花回廊多言語アプリ開発業務委託契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。
(一般財団法人鳥取県観光事業団 本部：所管課 観光戦略課)
- 不用品処分に係る事務手続きについて、理事長の承認を得ずに処分を行っていた。
(一般財団法人鳥取県観光事業団 とっとり花回廊：所管課 農林水産部農業振興戦略監生産振興課)

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|----------------|-----------------------|-----------|--------------|
| 社会福祉法人尚仁福祉会 | 平成29年11月21日 | 補助金等 | 28,000,000円 |
| 社会福祉法人こうほうえん | 平成29年11月16日 (書面監査) | 補助金等 | 110,910,649円 |
| 社会福祉法人宏平会 | 平成29年11月20日 | 補助金等 | 100,007,426円 |
| 一般社団法人鳥取県歯科医師会 | 平成29年10月5日 (書面監査) | 補助金等 | 17,681,000円 |
| 社会医療法人仁厚会 | 平成29年11月1日 | 補助金等 | 53,244,499円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

エ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|--|------------|-----------|--------------|
| | | 出資金額 | 1,500,000円 |
| 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道天神浄化センター（指名） | 平成29年11月1日 | 出資比率 | 50.0% |
| | | 指定管理 | 491,756,430円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|--------------------------|-----------------------|-----------|--------------|
| | | 補助金等 | 28,521,000円 |
| 山陰丸和林業株式会社 | 平成29年11月27日 (書面監査) | 補助金等 | 789,942,000円 |
| 株式会社イナテック鳥取 株式会社イナテック | 平成29年11月17日 | 補助金等 | 517,761,150円 |
| 株式会社源吉兆庵 | 平成29年11月17日 | 補助金等 | 5,957,000円 |
| 株式会社S Q | 平成29年10月23日 (書面監査) | 補助金等 | 6,767,369円 |
| 一般社団法人鳥取県発明協会 | 平成29年11月14日 (書面監査) | 補助金等 | 5,000,000円 |
| 株式会社サテライトコミュニケーショズネットワーク | 平成29年10月5日 (書面監査) | 補助金等 | 8,000,000円 |
| 株式会社エッグ | 平成29年10月5日 (書面監査) | 補助金等 | 6,316,479円 |
| 日中東北物産有限会社 | 平成29年11月17日 (書面監査) | 補助金等 | 41,115,000円 |
| 境港商工会議所 | 平成29年11月24日 (書面監査) | 補助金等 | 35,952,170円 |
| 株式会社越河 | 平成29年10月17日 (書面監査) | 補助金等 | 35,000,000円 |
| 株式会社串惣 | 平成29年10月27日 (書面監査) | 補助金等 | |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|--|-----------------------|-----------|--------------|
| | | | |
| 鳥取県農業協同組合中央会 [指定管理施設] ・農村総合研修所(指名) | 平成29年10月5日 (書面監査) | 指定管理 | 0円 |
| | | 補助金等 | 2,983,335円 |
| 公益財団法人鳥取県畜産振興協会 | 平成29年11月14日 (書面監査) | 出資金額 | 101,060,000円 |
| | | 出資比率 | 49.0% |
| 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 | 平成29年11月9日 | 出資金額 | 270,983,741円 |
| | | 出資比率 | 38.6% |
| | | 補助金等 | 19,295,341円 |
| | | 貸付金 | 2,062,500円 |
| 株式会社谷尾樹楽園 [指定管理施設] ・森林公園とっとり出合いの森 | 平成29年10月31日 (書面監査) | 指定管理 | 33,160,000円 |
| | | | |
| 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金 | 平成29年11月15日 | 出資金額 | 275,000,000円 |
| | | 出資比率 | 45.8% |
| | | 補助金等 | 508,490円 |
| 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 | 平成29年11月1日 | 出資金額 | 218,000,000円 |
| | | 出資比率 | 88.8% |
| | | 補助金等 | 20,208,000円 |
| 株式会社樹林業 | 平成29年10月16日 (書面監査) | 補助金等 | 39,883,972円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 資金運用について、資金管理規則で規定されている資金の管理運用方針及び運用案を定めていなかった。
(公益財団法人鳥取県畜産振興協会：所管課 農業振興戦略監畜産課)

キ 中部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|---------------------------|------------|-----------|-------------|
| ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会実行委員会 | 平成29年3月21日 | 補助金等 | 11,617,791円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|---------|-------------|-----------|--------------|
| 日南町森林組合 | 平成29年11月21日 | 補助金等 | 361,133,154円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|--|-----------------------|-----------|-------------|
| 公益財団法人鳥取県教育文化財団 [指定管理施設] ・大山青年の家 | 平成29年11月15日 | 指定管理 | 37,057,185円 |
| TKSS・富士総合警備保障共同企業体 [指定管理施設] ・船上山少年自然の家 | 平成29年11月15日 | 指定管理 | 36,532,000円 |
| 平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会 | 平成29年10月25日 (書面監査) | 補助金等 | 37,282,749円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

監査の結果、財政的援助団体等の運営等に関して重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

1 地域振興部（所管課：スポーツ課）

指定管理に係る委託業務の適正な履行の確保について

・監査対象：一般財団法人鳥取県水泳連盟（指定管理：東山水泳場）

一般財団法人鳥取県水泳連盟（以下「水泳連盟」という。）は、県営東山水泳場の指定管理業務を行っている。

東山水泳場は、平成27年11月に米子市から県に施設が移管されたが、米子市と水泳連盟との間で平成29年3月31日までを期限とする指定管理委託契約が締結されていたことから、引き続き、県は、水泳連盟を指定管理者として指名指定したものである。

水泳連盟は、県と締結した鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定（以下「協定」という。）第32条で、指定管理業務と他の事業の経理を区分することとされているにもかかわらず、一括して経理を行っていた。

県は、このような状況において水泳連盟が作成した実績報告を实地において調査することなく委託料の額の確定を行っていたが、今回の監査において、委託料の正規の額が算定できていないことが判明した。

また、委託料の額に基づいて算定される鳥取県営東山水泳場基金造成事業補助金（インセンティブ補助金）の交付ができていない状況にある。

さらに、協定において毎月報告することとなっている業務報告書及び年度終了後の事業報告書において、職員への賞与の支給回数を増やすこととしたことを県へ報告していなかった。

ついては、県は、水泳連盟に対し、協定に基づく区分経理により指定管理委託料に係る額を確定した上で、所要の手続を行われたい。

また、水泳連盟が協定に定める所要の手続きを適切に執行するよう指導されたい。

**2 商工労働部（所管課：市場開拓局販路拡大・輸出促進課）、総務部（財政課）
補助事業の完了検査の適正な実施について
・監査対象：(株)越河及び(株)串惣（補助金）**

鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金（以下「支援補助金」という。）では、県内に事業所を有する食品産業事業者等の新・増設する加工施設・機械設備等に対して、1,000万円以上の投資をした場合、補助率1/3、上限3,500万円の補助金を交付している。

鳥取県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）第15条第1項第1号に定める建設業法第2条第1項に規定する建設工事を行うもの（以下「建設工事」という。）については、ただし書きにより知事が検査を行う必要がないと認めるときを除き、第2項の規定に基づき当該施設、帳簿、物件等を検査させるものと規定されているところである。

県は、検査員が建築前の建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証の写しをもって、補助対象となる建設工事が適正であるとし補助金を交付していた。

これは、県の担当課が県規則第15条の規定に関する認識が不十分で、同条に基づく検査のあり方について、ただし書きの適用を含め十分に検討しないまま、支援補助金の交付要綱を定めたために生じたものである。

なお、これらの2件については、今回の監査において、いずれも検査済証が交付されていることは確認できた。

また、それ以外の補助金の交付対象となった建築物以外の機械設備等については、現地での設置及び支払の事実は県により確認されていた。

ついでに、県は、広範な態様が想定される施設の整備を交付対象とする補助事業にあっては、補助事業の完了検査を適切に実施するため、当該施設整備が建設工事に該当するか否かを個々に十分検討し、該当する場合には県規則第15条に定める検査のあり方をあらかじめ想定して補助金交付要綱を制定されたい。

3 農林水産部（所管課：農業振興戦略監畜産課）
出資団体の適切な資金運用等の確保について
・ 監査対象：公益財団法人鳥取県畜産振興協会（出資）

公益財団法人鳥取県畜産振興協会（以下「畜産振興協会」という。）は、牧場運営を通じて、預託牛の適正飼育による生産性の向上、飼養コストの低減を図ることによって畜産経営の安定と地域経済の発展に寄与し、県民に安心・安全な畜産物を安定的に供給することを目的として業務を行っているところである。

畜産振興協会は、資金の運用にあたっては、資金管理規則により資金の管理運用方針は理事会において定め、理事会は金融機関の選択基準等の運用案を定めることと規定されているが、それらを定めていなかった。

ついては、県は、理事として規定に従い資金の管理運用方針及び運用案を定めるよう意見されたい。

4 教育委員会（所管課：社会教育課）
指定管理に係る委託業務の検証の実施について

- ・ 監査対象：

| |
|------------------------------------|
| TKSS・富士総合警備保障共同企業体（指定管理：船上山少年自然の家） |
| 公益財団法人鳥取県教育文化財団（指定管理：大山青年の家） |

県は、船上山少年自然の家については、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を、大山青年の家については、公益財団法人鳥取県教育文化財団を、それぞれ指定管理者として、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定を締結し、平成28年4月から施設の維持管理等に係る業務を委託をしている。

県は、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定第22条及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定第22条に定める指定管理者の業務の実施状況の評価及びその結果の指定管理者への通知並びにインターネットによる公表を行っていないかった。

このため、県民は、当該指定管理業務がどのような効果を発揮し、成果をあげたのかを知ることができない状況である。

ついては、県は、それぞれの協定に基づき業務の実施状況の評価を速やかに実施し結果を公表されたい。

参 考

(参考1)

平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

| 番号 | 団体名 | 財政支援の種別 | | | 監査実施日 | 所管部局等 |
|----|-------------------------------|---------|----|----|------------------------|--|
| | | 出資 | 指定 | 補助 | | |
| 1 | (学)翔英学園 | | | ○ | H29.11.20 | 地域振興部 教育・学術振興課 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課、 健康医療局健康政策課 |
| 2 | (国大)鳥取大学 | | | ○ | H29.11.27 | 地域振興部 教育・学術振興課 福祉保健部 健康医療局医療政策課 |
| 3 | (独)国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校 | | | ○ | H29.10.17 | 地域振興部 教育・学術振興課 生活環境部 水・大気環境課 |
| 4 | (公財)鳥取県文化振興財団 | ○ | ○ | ○ | H29.11.9 | 地域振興部 文化政策課 |
| 5 | (特非)鳥の劇場 | | | ○ | H29.11.17 | 地域振興部 文化政策課 福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課 |
| 6 | 鳥の劇場運営委員会 | | | ○ | H29.11.17 | 地域振興部 文化政策課 |
| 7 | (一財)鳥取県水泳連盟 | | ○ | | H29.11.20 | 地域振興部 スポーツ課 |
| 8 | (一財)鳥取県観光事業団 | ○ | ○ | ○ | H29.11.8~ H29.11.13 | 観光交流局 観光戦略課 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課 生活環境部 緑豊かな自然課 農林水産部 農業振興戦略監生産振興課 |
| 9 | (公社)鳥取県観光連盟 | | | ○ | H29.11.15 | 観光交流局 観光戦略課 |
| 10 | エアソウル(株)米子支店 | | | ○ | H29.11.24 | 観光交流局 観光戦略課 |
| 11 | (社福)尚仁福祉会 | | | ○ | H29.11.21 | 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 |
| 12 | (社福)こうほうえん | | | ○ | H29.11.16 | 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 |
| 13 | (社福)宏平会 | | | ○ | H29.11.20 | 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 |
| 14 | (一社)鳥取県歯科医師会 | | | ○ | H29.10.5 | 福祉保健部 健康医療局医療政策課 |
| 15 | (医)仁厚会 | | | ○ | H29.11.1 | 福祉保健部 健康医療局医療政策課 |
| 16 | (公財)鳥取県天神川流域下水道公社 | ○ | ○ | | H29.11.1 | 生活環境部 水・大気環境課 |
| 17 | 山陰丸和林業(株) | | | ○ | H29.11.27 | 商工労働部 立地戦略課 農林水産部 東部農林事務所 |
| 18 | (株)イナテック鳥取、(株)イナテック | | | ○ | H29.11.17 | 商工労働部 立地戦略課 |
| 19 | (株)源吉兆庵 | | | ○ | H29.11.17 | 商工労働部 立地戦略課 |
| 20 | (株)SQ | | | ○ | H29.10.23 | 商工労働部 立地戦略課 |
| 21 | (一社)鳥取県発明協会 | | | ○ | H29.11.14 | 商工労働部 産業振興課 |
| 22 | (株)サテライトコミュニケーションズネットワーク | | | ○ | H29.10.5 | 商工労働部 産業振興課 |
| 23 | (株)エッグ | | | ○ | H29.10.5 | 商工労働部 産業振興課 |
| 24 | 日中東北物産(有) | | | ○ | H29.11.17 | 商工労働部 企業支援課 |
| 25 | 境港商工会議所 | | | ○ | H29.11.24 | 商工労働部 企業支援課 |
| 26 | (株)越河 | | | ○ | H29.10.17 | 商工労働部 市場開拓局販路拡大・輸出促進課 |
| 27 | (株)串惣 | | | ○ | H29.10.27 | 商工労働部 市場開拓局販路拡大・輸出促進課 |
| 28 | 鳥取県農業協同組合中央会 | | ○ | ○ | H29.10.5 | 農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課 |
| 29 | (公財)鳥取県畜産振興協会 | ○ | | | H29.11.14 | 農林水産部 農業振興戦略監畜産課 |
| 30 | (公財)鳥取県林業担い手育成財団 | ○ | | ○ | H29.11.9 | 農林水産部 森林・林業振興局林政企画課 |
| 31 | (株)谷尾樹楽園 | | ○ | | H29.10.31 | 農林水産部 森林・林業振興局林政企画課 |
| 32 | (公財)鳥取県魚の豊かな川づくり基金 | ○ | | ○ | H29.11.15 | 農林水産部 水産振興局水産課 |
| 33 | (公財)鳥取県栽培漁業協会 | ○ | | ○ | H29.11.1 | 農林水産部 水産振興局水産課 |
| 34 | (株)樹林業 | | | ○ | H29.10.16 | 農林水産部 東部農林事務所八頭事務所 |
| 35 | ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会実行委員会 | | | ○ | H29.3.21 | 中部総合事務所 地域振興局 |
| 36 | 日南町森林組合 | | | ○ | H29.11.21 | 西部総合事務所 日野振興センター日野振興局 |
| 37 | (公財)鳥取県教育文化財団(大山青年の家) | ○ | ○ | | H29.11.15 | 教育委員会 社会教育課 |
| 38 | TKSS・富士総合警備保障共同企業体(船上山少年自然の家) | | ○ | | H29.11.15 | 教育委員会 社会教育課 |
| 39 | 平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会 | | | ○ | H29.10.25 | 教育委員会 体育保健課 |

注 (公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(学)は学校法人を、(株)は株式会社を、(有)は有限会社を、(社福)は社会福祉法人を、(国大)は国立大学法人を、(医)は社会医療法人を、(独)は独立行政法人を、(特非)は特定非営利活動法人を表している。

(参考2)

平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位：件、(団体))

| 区 分 | 指 摘 | 注 意 | 合 計 | 監査実施団体数 |
|-----------------|------|--------|--------|---------|
| 平成28年度決算に係る監査結果 | 6(4) | 63(21) | 69(21) | 39 |
| 平成27年度決算に係る監査結果 | 5(4) | 70(29) | 75(29) | 41 |
| 平成26年度決算に係る監査結果 | 3(3) | 62(25) | 65(27) | 50 |
| 平成25年度決算に係る監査結果 | 2(2) | 59(19) | 61(21) | 50 |
| 平成24年度決算に係る監査結果 | 2(2) | 40(18) | 42(18) | 50 |

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない場合がある。

2 処置の事項別内訳

| 区 分 | 28年度決算に係る監査結果 | | | 27年度決算に係る監査結果 | | | 26年度決算に係る監査結果 | | |
|-------|---------------|----|----|---------------|----|----|---------------|----|----|
| | 指摘 | 注意 | 合計 | 指摘 | 注意 | 合計 | 指摘 | 注意 | 合計 |
| 予 算 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 | 0 | 1 | 1 |
| 収 入 | 0 | 3 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| 支 出 | 0 | 2 | 2 | 0 | 9 | 9 | 0 | 4 | 4 |
| 契 約 | 2 | 24 | 26 | 1 | 21 | 22 | 0 | 31 | 31 |
| 補 助 金 | 1 | 12 | 13 | 2 | 9 | 11 | 3 | 10 | 13 |
| 工 事 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 財 産 | 2 | 7 | 9 | 0 | 12 | 12 | 0 | 6 | 6 |
| そ の 他 | 1 | 15 | 16 | 0 | 15 | 15 | 0 | 6 | 6 |
| 合 計 | 6 | 63 | 69 | 5 | 70 | 75 | 3 | 62 | 65 |

3 指摘事項(6件)の内訳

| 区 分 | 件数 | 事 由 | 団 体 名 |
|-------|----|---------------------------------|-----------------|
| 契 約 | 2 | 見積徴取後に予定価格の決定 | 一般財団法人鳥取県観光事業団 |
| | | 区分すべき指定管理業務と他業務を一括して経理処理 | 一般財団法人鳥取県水泳連盟 |
| 補 助 金 | 1 | 実績報告書の金額誤り (補助金の過大受領: 5万円以上) | 国立大学法人鳥取大学 |
| 財 産 | 2 | 決裁権者の承認を得ないで行った物品の処分 | 一般財団法人鳥取県観光事業団 |
| | | 回数券の受払簿の未整備 | 一般財団法人鳥取県水泳連盟 |
| そ の 他 | 1 | 資産の管理運用方針の未規定 | 公益財団法人鳥取県畜産振興協会 |
| 合 計 | 6 | | 4団体 |

4 注意事項(63件)の内訳

| 区 分 | 件数 | 事 由 |
|-------|----|--|
| 収 入 | 3 | 収入手続の遅延、督促状の発行遅延 等 |
| 支 出 | 2 | 委託料支出額誤り 等 |
| 契 約 | 24 | 契約書の未作成、変更契約の未締結 等 |
| 補 助 金 | 12 | 実績報告書の金額等誤り、変更承認申請書の未提出、要綱の不備(所管課への処置) 等 |
| 財 産 | 7 | 物品台帳の未整備、物品出納簿への未記載 等 |
| そ の 他 | 15 | 勘定科目の未規定、財務諸表(貸借対照表)の未公表 等 |
| 合 計 | 63 | |

(参考3)

指摘の具体的基準について

1 財政的援助団体等監査における指摘の具体的基準について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(指摘及び注意)は、鳥取県監査基準(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
- なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査基準(抜粋)

別表第4(第10条関係)

監 査 処 置 基 準

| 処置区分 | 処置の事案 | 処置の内容 |
|------|---|--|
| 指 摘 | 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの | 1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める。 |
| 注 意 | 指摘に至らない比較的軽易なもの | 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する。 |

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。
注 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針(要旨)

| 区 分 | 項 目 | 指摘の具体的基準 |
|--------|---------------------------|--|
| 4 契 約 | ○予定価格の不適正 ○契約に係る事務の不適正 | ○予定価格が決定されていないもの 1件100万円以上のもの ○契約事項の不履行 重大なもの |
| 5 補助金等 | ○補助金等の交付事務の不適正 | ○実績報告書の内容が不適当なもの 重大なもの |
| 7 財 産 | ○物品処分の不適正 ○管理が不適正 | ○処分の事務手続きが不適正なもの 著しいもの ○管理の事務手続きが不適正のもの 重大なもの |
| 8 その他 | ○資金運用事務の手続きが不適正 | ○著しいもの |